

議第18号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,613人」を「7,603人」に改め、同項第2号中「39人」を「40人」に改め、同項第5号中「8,965人」を「8,941人」に、「7,510人」を「7,528人」に改め、同項第8号中「1,809人」を「1,784人」に改め、同項第9号イ中「1,206人」を「1,192人」に改め、同項中「21,649人」を「21,577人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。